



4月から 水道料金を改定します

●なぜ料金改定が必要か●

①施設整備の費用の確保

外宿浄水場および取水場は、老朽化が進んでいたことから、施設・設備機器の更新と耐震補強事業を進め、平成28年度に更新工事が完了したところです。

導水管や配水管の耐用年数が近付き老朽化が進んでいることや、今後想定される地震等に対応できるよう、既設管路の更新・耐震化を目的に、重要給水施設配水管路の整備を計画しています。また、将来的には施設の維持管理に伴う費用の増加が予想されます。安定した水の供給を継続するためにも、これらの費用を確保する必要があります。

②経営の健全化

水道事業の経営は、地方公営企業法によって「独立採算制」で行っています。これは、

皆さんに支払っていただく料金収入で費用を賄うことです。現在の経営状況は、費用を料金収入で賄うことができず、収支不足分を一般会計からの補助金で補っています。このような経営の根幹となる収支の不均衡を早急に是正し、健全化を図る必要があります。

以上の理由により、現在の水道料金では将来にわたって水道事業を継続していくことが困難な状況です。そのため、水道料金を改定し、安全で安心な水の安定供給を維持してまいります。

平均改定率

約9パーセント(消費税を除く)

改定料金の適用日

4月1日

村では、今後一層の経費削減を図りながら、健全な経営に努めていきますので、「ご理解とご協力をお願いします。」

【新旧料金比較表】

現行の口径別料金体系表(2か月分・税抜き)

給水装置	口径	基本料金		従量料金	
		水量	料金	水量	料金
専用給水装置 ※主に一般家庭で使用されている給水装置	13mm	20m ³	2,420円	使用水量 20m ³ を超えたとき	1m ³ につき 155円
	20mm		2,530円		
	25mm		2,640円		1m ³ につき 190円
	30mm		3,740円		
	40mm		5,060円		1m ³ につき 210円
	50mm		6,270円		
	75mm		9,460円		
	100mm		12,650円		
150mm	18,700円				



節水型機器の普及や節水意識の向上などにより、使用水量が減少した世帯が増えたことから、基本水量を20m³→16m³に変更しました。

4月使用分からの新しい口径別料金体系表(2か月分・税抜き)

給水装置	口径	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たり)	
		水量	料金	水量	料金
専用給水装置 ※主に一般家庭で使用されている給水装置	13mm	16m ³	2,610円	17～20m ³ 20円	21m ³ 以上 167円
	20mm		2,730円		
	25mm		2,850円	17m ³ 以上 205円	
	30mm		4,040円		
	40mm		5,460円	17m ³ 以上 227円	
	50mm		6,770円		
	75mm		10,220円		
	100mm		13,660円		
150mm	20,200円				

今回の改定は水道料金のみとなりますので、水道等の使用水量に基づいて算定している下水道使用料に変更はありません。これまでと同様に、水道料金と下水道使用料の合計金額を上下水道料金として納めていただくこととなります。

問い合わせ ●水道課業務担当
(0282)1711 内線1152

【一般家庭の標準的な使用水量における比較事例(2か月分・税抜き)】

【例1】単身世帯

平均使用水量16m³
(メーター口径13mmの場合)



○現行料金：基本料金内 2,420円

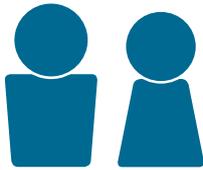


+ 190円

○新料金：基本料金内 2,610円

【例2】20代夫婦世帯

平均使用水量32m³
(メーター口径20mmの場合)



○現行料金：基本料金 2,530円(基本水量20m³)
従量料金 1,860円(使用水量12m³×155円)
合 計 4,390円



+ 424円

○新料金：基本料金 2,730円(基本水量16m³)
従量料金 2,084円(使用水量4m³×20円 + 12m³×167円)
合 計 4,814円

【例3】40代夫婦と子ども2人世帯

平均使用水量50m³
(メーター口径20mmの場合)



○現行料金：基本料金 2,530円(基本水量20m³)
従量料金 4,650円(使用水量30m³×155円)
合 計 7,180円



+ 640円

○新料金：基本料金 2,730円(基本水量16m³)
従量料金 5,090円(使用水量4m³×20円 + 30m³×167円)
合 計 7,820円

【茨城県内水道料金の比較(2か月40m³当たり・口径20mm・税込み)】

